

VAMOS 上郡 FC 規約

第1条 (名称および所在地)

本クラブは、VAMOS 上郡 FC(以下、当クラブという)と称し、事務所を代表宅に置く。

第2条 (目的)

当クラブは、サッカー技術の向上および普及に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

第3条 (構成)

当クラブは、キッズ(4・5歳児)、ジュニア(小学校1～6年生)のカテゴリで構成される。

第4条 (入会資格及び手続き)

当クラブに入会できる者は、親権者の許可のもと、本規約に同意及び遵守できる者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当クラブが入会に適すると認めた者(以下会員という)とする。所定の「入会申込書・誓約書」に必要事項を記入捺印し、提出することとする。原則として、他チーム登録選手は入会できない。

第5条 (年会費等)

1. 会員は、別に定める前期(4～9月)あるいは後期(10～3月)会費、登録料、保険料を所定の期日までに納入するものとする。一旦納入した各費用は、いかなる場合も返金しない。但し、クラブ側の事情により、前期・後期中での解散の場合はこの限りでない。
2. 前期あるいは後期中で入会の場合の会費は〔(前期:入会月～9月までの月数、あるいは、後期:入会月～3月までの月数)×(前期、あるいは、後期会費)/6〕とする。

第6条 (費用の支払い方法)

本規約に基づく費用等の支払い方法は、当クラブの指定する金融機関の口座に、前期は4月20日までに、後期は10月20日までに支払うものとする。金融機関への振込手数料(消費税含む)は会員負担とする。

第7条 (遵守事項)

会員は本規約を遵守すると共に、練習及び試合会場での諸規則に従うものとする。

第8条 (活動期間)

当クラブの活動は、練習回数(試合を含む)を、原則としてジュニアは週2曜日・キッズは週1曜日とする。

第9条 (入会)

入会日は受講開始日とする。年度途中の入会の場合、月途中の入会も認めるが、会費は入会月よりかかるものとする。

第10条 (退会)

1. 会員が会員都合により退会する場合は、所定の届出用紙を提出し、当クラブの承認を得るものとする。
2. 年度途中の退会であっても、会費など諸費用は返金しない。

第11条 (休会)

1. 会員が会員都合により休会する場合は、所定の届出用紙を提出し、当クラブの承認を得るものとする。
2. 休会中であっても、会費は支払わなければならない。
3. 届出なく、連続して3か月以上休会の場合、自動退会となる。

第12条 (保険)

会員は入会手続き完了後、スポーツ安全保険に加入しなければならない。加入手続きは当クラブが行い、保険料負担は

会員が負うものとする。傷害事故の場合における補償は加入手続き後であり、加入する保険会社の約款通りとする。

第13条（会員の負傷・病気）

会員が練習時または試合時に負傷した場合、猛暑・多湿などの気象により病気を発生した場合には当クラブが応急処置を施す。ただしその後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持って行うものとし、当クラブは一切責任を負わないものとする。

第14条（除名）

会員（親権者含む）が、次の事項等に該当するとき、その他当クラブが会員として不適格と判断した者に対し、当クラブ会員より除名することができる。

1. 本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
2. クラブの名誉と品格を著しく毀損したとき
3. 年会費・諸費用等を3ヶ月以上滞納したとき

第15条（休講・閉鎖）

当クラブは、天候、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができる。

第16条（写真・映像の使用）

当クラブの活動風景を撮影した写真及び映像を、会員の承諾を得たうえで、ホームページ・SNS・その他広告に使用することができる。

第17条（免責）

会員は、当クラブにおける盗難、傷害その他の事故（転倒、他の参加者もしくは物体との接触、猛暑、多湿などの気象の影響、交通、道路状況、駐車場の事故、その他を含む全ての危険の可能性）について、当クラブに対し何ら損害賠償を求めず、当クラブは賠償しないものとする。

第18条（附則）

当クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができると共に、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができる。なお、本規約の変更について当クラブより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にクラブに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなす。

第19条（発効）

本規約は、2020年2月1日より発効するものとする。

ご提供いただいた個人情報については、上記利用目的を達成するため、業務委託先又は提携先に預託する場合がある。また、法令等に基づき、裁判所・警察機関などの公的機関から開示の要請があった場合には、当該公的機関に提供することがある。